

精神障がい者にも他の障がい者同様の交通運賃割引制度
適用を求める意見書

一昨年1月に批准された障害者の権利に関する条約では、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と定められており、また、本年4月には、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止することを定めた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行される。

障がい者の交通利用権を保障する上で、公共交通機関が果たす役割は不可欠なものであるが、障害者基本法では、精神障がい者は身体障がい者や知的障がい者と同じ位置付けであるにも関わらず、現状では多くの鉄道事業者及びバス事業者等において、身体障がい者及び知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度が精神障がい者には適用されていない。

多くの精神障がい者にとっては、家族の高齢化が進み収入も低いことから、交通費は大きな負担となっており、作業所への通所回数を減らしたり、行きたい場所があっても外出を控えて我慢しているのが現実である。

よって、政府におかれては、精神障がい者にも身体障がい者や知的障がい者と同様の交通運賃割引制度を導入するよう、鉄道事業者、バス事業者等の公共交通機関に対し、約款改定やその趣旨の徹底に向けた働きかけを広く行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

兵庫県明石市議会